

## 議案第60号

杉並区旅館業法施行条例及び杉並区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区旅館業法施行条例及び杉並区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区旅館業法施行条例（平成24年杉並区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第8号エ中「浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号エ（ア）中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号オ（エ）ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改める。

第8条第5号エに次のように加える。

（キ） 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

第2条 杉並区公衆浴場法施行条例（平成24年杉並区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第9号中「浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号ア中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同項第10号エただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同項中第40号を第41号とし、第35号から第39号までを1号ずつ繰り下げ、同項第34号に次のように加える。

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

第4条第1項中第34号を第35号とし、第15号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、同項第14号中「10歳」を「7歳」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号中「手拭い」を「タオル」に改め、同号ただし書中「もの」の次に「(かみそりを除く。)」を加え、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、同項第11号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

第4条第2項中「第15号」を「第16号」に、「第16号まで、第18号、第20号、第24号、第27号、第29号、第31号及び第33号から第40号」を「第17号まで、第19号、第21号、第25号、第28号、第30号、第32号及び第34号から第41号」に改め、同項第1号タ中「日出時」を「午前6時」に改め、同項第2号ク中「前項第32号」を「前項第33号」に改める。

第5条中「同条第1項第19号、第26号、第28号及び第30号」を「同条第1項第20号、第27号、第29号及び第31号」に、「同条第1項第18号」を「同条第1項第19号」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、第1条の規定による改正後の杉並区旅館業法施行条例第8条第5号エ（キ）の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。
- 3 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、第2条の規定による改正後の杉並区公衆浴場法施行条例第4条第1項第35号キの規定は適用しない。ただし、この条例の

施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

(提案理由)

旅館業の施設等における衛生に必要な措置等の基準等を改める必要がある。

杉並区旅館業法施行条例及び杉並区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区旅館業法施行条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 浴室については、次の措置を講じること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>貯湯槽</u></p> <hr/> <p>_____を使用するときは、次の措置を講じること。</p> <p>(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を<u>行い、ぬめり等の汚れを除去すること</u>。</p> <p>(イ) 略</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p>	<p>(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 浴室については、次の措置を講じること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講じること。</u></p> <p>(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を<u>行う</u>_____こと。</p> <p>(イ) 略</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p>

(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、規則で定めるところにより消毒を行い

\_\_\_\_\_、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ) 略

カ 略

(9)～(12) 略

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第8条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 浴室は、次の基準によること。

ア～ウ 略

エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(ア)～(カ) 略

(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発

(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ) 略

カ 略

(9)～(12) 略

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第8条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 浴室は、次の基準によること。

ア～ウ 略

エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(ア)～(カ) 略

<p><u>生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。</u></p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p>(6)～(8) 略</p>
---	------------------

第2条による改正（杉並区公衆浴場法施行条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>貯湯槽</u></p> <hr/> <p>を使用するときは、次の措置を講じること。</p> <p>ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を<u>行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(10) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）</u></p> <hr/> <p>を使用するときは、次の措置を講じること。</p> <p>ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を<u>行う</u></p> <hr/> <p>こと。</p> <p>イ 略</p> <p>(10) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</p> <p>ア～ウ 略</p>

エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ 略

(1 1) 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

(1 2) 前3号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。

(1 3) 略

(1 4) タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なもの(かみそりを除く。)を貸与するときは、この限りでない。

(1 5) 7歳以上の男女を混浴させないこと。

(1 6) 略

(1 7) 略

(1 8) 略

エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ 略

(1 1) 前2号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。

(1 2) 略

(1 3) 手拭い、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なものを貸与するときは、この限りでない。

(1 4) 10歳以上の男女を混浴させないこと。

(1 5) 略

(1 6) 略

(1 7) 略

(19) 略  
(20) 略  
(21) 略  
(22) 略  
(23) 略  
(24) 略  
(25) 略  
(26) 略  
(27) 略  
(28) 略  
(29) 略  
(30) 略  
(31) 略  
(32) 略  
(33) 略  
(34) 略  
(35) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。  
 ア～カ 略  
キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。  
(36) 略  
(37) 略  
(38) 略  
(39) 略

(18) 略  
(19) 略  
(20) 略  
(21) 略  
(22) 略  
(23) 略  
(24) 略  
(25) 略  
(26) 略  
(27) 略  
(28) 略  
(29) 略  
(30) 略  
(31) 略  
(32) 略  
(33) 略  
(34) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。  
 ア～カ 略  
(35) 略  
(36) 略  
(37) 略  
(38) 略

(40) 略

(41) 略

2 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第16号まで、第2号に規定する公衆浴場にあつては同項第1号から第17号まで、第19号、第21号、第25号、第28号、第30号、第32号及び第34号から第41号までに規定する基準のほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する公衆浴場

ア～ソ 略

タ 午前0時から午前6時までの時間において営業を行わないこと。

(2) 前号に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場

ア～キ 略

ク 屋外に浴槽を設けるときは、前項第33号の規定に準じた構造とすること。

ケ 略

(基準の特例)

(39) 略

(40) 略

2 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から第15号まで、第2号に規定する公衆浴場にあつては同項第1号から第16号まで、第18号、第20号、第24号、第27号、第29号、第31号及び第33号から第40号までに規定する基準のほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する公衆浴場

ア～ソ 略

タ 午前0時から日出時までの時間において営業を行わないこと。

(2) 前号に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場

ア～キ 略

ク 屋外に浴槽を設けるときは、前項第32号の規定に準じた構造とすること。

ケ 略

(基準の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、普通公衆浴場の営業者にあつては同条第1項第20号、第27号、第29号及び第31号に規定する基準について、同条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあつては同条第1項第19号に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であつて、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。

第5条 前条の規定にかかわらず、普通公衆浴場の営業者にあつては同条第1項第19号、第26号、第28号及び第30号に規定する基準について、同条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあつては同条第1項第18号に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であつて、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。